

ベルギーの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

ベルギー王国（以下「ベルギー」という）は、連邦制の立憲君主制国家である。国土の面積は約 30,528 平方キロメートルで、これは、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・栃木県・群馬県・山梨県の面積の合計とほぼ同じである。

ベルギーの国土は、公用語の違いにより、北部のフランドレン地域（オランダ語）、南部のワロン地域（フランス語）及びブリュッセル首都圏地域（フランス語とオランダ語）に大きく分けられる（ほかに、フランス語とドイツ語が公用語となっている地域もある）。オランダ語圏とフランス語圏の言語をめぐる対立により、1993年に連邦制に移行したが、現在に至っても言語をめぐる問題が完全に解決したというわけではない。

ベルギーは、1797年にフランスに併合されたが、1815年にはオランダとともにネーデルラント連合王国となり、1830年にはネーデルラント連合王国からの独立を宣言した。1839年になって、オランダがベルギーの独立を承認する代わりに、永世中立宣言をすることになった。これは、カトリック国家であるフランスとベルギーが同盟することを防止するというオランダの戦略によるものであった。しかし、その後、第1次・第2次世界大戦でドイツに占領される等、国際情勢の激変にさらされたことから、ベルギーは永世中立宣言を放棄することとなった。即ち、ベルギーは、1949年には北大西洋条約機構（NATO）に、1957年には欧州共同体に加盟した。1960年、ベルギーは、オランダ及びルクセンブルクとともに「ベネルクス経済同盟」を結成した。ベネルクス三国は、欧州経済共同体（EEC）の起源となった。

ベルギーは、欧州連合（EU）の原加盟国の1つであり、首都であるブリュッセルには、EUの諸機関（欧州委員会、欧州連合理事会事務局）及び北大西洋条約機構（NATO）の本部が置かれている。また、欧州議会の会議場もあり、3万人以上の欧州連合職員が勤務していること等から、ブリュッセルは事実上の「ヨーロッパの首都」と呼ばれている。2009年12月1日には、ベルギーの首相であったヘルマン・ファン・ロンパイ（Herman Van Rompuy）が初代の欧州理事会常任議長（EU大統領）に就任した。

ところで、日本における欧州法の研究では、従来、ドイツ法、フランス法及び英国法が、主な対象とされてきた。これに対し、他の欧州諸国の法律（ベルギー法等）については、研

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

究対象とされることが、比較的少なかったといえよう。しかし、ドイツ法、フランス法及び英国法以外の欧州諸国の法律についても、日本にとって参考となる重要な法制度や法実務運用があるのではないかと思われる。

そこで、本稿では、ベルギーの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II ベルギーの法制度一般

1 概要

ベルギーの法制度は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。ベルギー法は、とくに、フランスに併合された時代から法制度の整備を始めとする近代化が推し進められたため、フランス法の影響を強く受けている。フランスから独立し、支配から脱した後も、ベルギー法の制定にあたっては、フランス法に依拠せざるを得なかったため、フランス法の影響が長く続いた。しかし、19世紀後半以降は、ドイツ法の影響が強くなり、また、最近では、ベルギーにおいても、英米法や国際的な法準則等の影響も次第に強くなっており、比較法的な検討をふまえた上での立法がなされている。

2 民法典

ベルギーは、1797年にフランスに併合されたため、1807年のナポレオン民法典がそのままベルギーでも適用されていた。ベルギーが1815年にネーデルラント連合王国となった後も当該民法典は存続し、その状況はベルギーがネーデルラント連合王国から独立した後も変わらなかった。こうしたことから、ベルギー民法典は、一部の改正を経ながらも、現在でも基本的には、1807年のナポレオン民法典と概ね同じ内容のものが適用されている²。

ベルギー民法典の体系は、ナポレオン民法典と同様に、「人」、「財産」、「財産取得」の3つに大別するという「法学提要方式」又は「インスティトゥティオネス (Institutiones) 方式」と呼ばれるものである。これは、ドイツや日本の民法が採用する「パンデクテン方式」(共通する法原則を抽出して総則として規定する等の体系化を特徴とする) としばしば対比される。

III 知的財産法全般

ベルギーの知的財産法制度は、主に、「経済法典」第11部 (Book XI of the Code of Economic Law, CEL) 等を始めとするベルギー法と、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクのベネルクス三国で締結された「ベネルクス知的財産条約」等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、事実上、重要な役割を果たしている。

ベルギーは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、パリ条約、

² 中原太郎著「ベルギー」201頁。 www.moj.go.jp/content/000083172.pdf

WIPO 設立条約、WTO 協定、TRIPS 協定、特許協力条約 (PCT)、欧州特許条約 (EPC)、国際特許分類に関するストラスブール協定、微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約、意匠の国際登録に関するハーグ協定、商標法条約、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、実演家等保護条約、著作権に関する知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する知的所有権機関条約、植物新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) 等である。

知的財産権に関連するベルギーの政府機関のうち最も主要なものであるベルギー知的財産庁 (英語では「Belgian Office for Intellectual Property」、フランス語では「Office de la Propriété intellectuelle」) は、首都ブリュッセルに所在している。主に特許出願の受理・審査・登録等の業務を行っている。

ベルギーは EU に加盟しているため、その知的財産法制度は、他の法分野と同様に、ベルギー国内レベルと欧州レベルとの二重構造となっているところに特徴がある。即ち、まず、ベルギー国内においては、国内法に基づき、特許権、著作権等の知的財産権が保護されている。また、「ベネルクス知的財産条約」によりベネルクス三国における単一の商標権及び意匠権が保護されている。EU の各加盟国の国内法に基づく知的財産権の要件・内容等がばらばらでは混乱をきたすので、それらを実体的に調和させる試みが行われてきたところであり、一定程度の調和が実現した。そして、このような国内法に基づく知的財産権のほかに、欧州レベルでの条約に基づく知的財産権を保護する制度が創設され、現在も、その拡充に向けた努力が行われている。例えば、商標については欧州連合商標 (EUTM)³ 制度、意匠については共同体意匠制度が創設され、欧州レベルでの権利保護が可能となっている。また、現在、特許については、欧州の多くの国々により、欧州単一効特許及び統一特許裁判所の創設に向けた努力が行われており、近い将来、実現されることが見込まれている⁴。なお、ベルギーは、統一特許裁判所協定 (UPC) を批准した。これに対し、著作権及び営業秘密に関しては、基本的制度の統一・調整を図るための EU の指令がいくつか公布されているものの、あくまで各加盟国の国内法に基づく保護のみにとどまっており、欧州レベルでの統一された権利保護の制度とはなっていない。

IV 特許

現在のところ、ベルギーで特許権を取得するには、2つの方法がある。1つは、欧州特許

³ 2016年3月23日の欧州連合商標規則の施行までは、「共同体商標」(CTM) という名称であった。

⁴ 但し、英国は、EU 離脱 (Brexit) に伴い、欧州単一効特許及び統一特許裁判所制度への不参加を表明している。他方、ドイツでは、近年、統一特許裁判所協定 (UPC) の批准に向けた努力が継続的に行われている。

条約（EPC）に基づき欧州特許局（EPO）に対して出願を行い、許可後に、ベルギー等の希望する国における登録を行うこと⁵である（PCT 出願は可能であるが、直接にベルギーを指定して国内特許の付与を受けることはできない。EPC を指定して、EPC 出願手続においてベルギーを指定することになる）。もう一つは、ベルギー知的財産庁に特許出願を行い特許を取得することである。前者については、別稿で述べたので、本稿では、主に後者について説明する（但し、いずれの方法でも、取得した権利の効力は同じである）。

「経済法典」第 11 部によると、ベルギーでは「先願主義」が採用されている。特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。有効な特許を取得するためにはいくつかの要件があるが、特許出願手続においては、それらの要件を満たしているか否かの実体審査は行われない（但し、EPO により新規性調査は行われる）。即ち、有効な特許を取得するための要件を満たしていない特許出願であっても、特許は付与される⁶。特許出願は、出願日の 18 か月後に公告される。

特許の要件には、新規性、進歩性、産業上の利用可能性等がある。①単なる発見、科学的理論、数学的方法、②美的創造物、③精神的な行為を行うためのスキーム、ルール、方法、ゲームやビジネスを行うための方法、コンピュータ・プログラム、④情報のプレゼンテーションには、特許権は付与されない。

特許権は登録日から発生し、その存続期間は出願日から 20 年間である。

ベルギーの裁判所は、欧州特許条約 69 条に準拠して、特許クレームを解釈する。そのため、ベルギーの判例法は、一般的に、欧州特許条約の判例法を参照しているといえる。ベルギーの裁判所では、文言侵害のほかに、均等侵害も認められる。また、特許権者の特許出願審査期間中の行為が、特許権の保護範囲の判断に影響を及ぼす可能性があることは、一般的に認められている⁷。

「経済法典」第 11 部によると、以下の行為は、「直接侵害行為」とされる。

①特許の対象となる製品の製造、提供、市場への持込み若しくは使用、又はそのような目的のための製品の輸入若しくは保管。

②ベルギー国内での特許方法の利用又は利用のための特許方法の提供。

③特許方法により直接得られた製品の提供、市場への持込みもしくは使用、又はそのような目的のための製品の輸入もしくは保管。

特許権者は、間接侵害（他人による直接的な特許侵害を助長する行為）に関連して特許侵害訴訟を提起することもできる⁸。

⁵ 欧州特許をベルギーで有効化する際、従来は、ベルギーのいずれかの公用語（オランダ語、フランス語、ドイツ語）に翻訳する必要があったが、2017 年 1 月 1 日以降に公告等された欧州特許については、翻訳が不要となった。

⁶ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

⁷ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

⁸ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

特許侵害の成立を裁判所が認める場合、裁判所は、侵害者（被告）に対し、侵害行為差止命令及びその他の救済措置を下す。一般に、侵害が立証された場合には、差止命令が自動的に認められるべきであると考えられている。差止命令の期間は一般的に無期限とされ、上訴で差止命令が解除されるか、当事者間の合意がない限り、特許が失効するまで続く。差止命令の範囲は、ベルギー国内に限定される。

差止命令のほかに、特許権者は、損害の賠償及び費用の償還を請求することができる。ベルギーにおける特許侵害の賠償は、通常、以下の基準に基づいて計算される。

①利益の喪失（特許権者が自分の製品を販売することによって得られたであろう利益）

②被った損害（例えば、弁護士費用を含む侵害阻止のための費用）。なお、ベルギーの手続法では、弁護士費用に上限が設けられている。

侵害者が不誠実な場合、裁判所は、補償金の一部として、侵害行為から得た利益の引渡しを命じることができる。また、特許権を侵害して製造された製品及びその製造に使用された工具の没収を命じることできる。

裁判所はまた、一定の追加的又は付随的な救済措置を命じることができる。このような場合、裁判所は、侵害製品の回収、撤去又は破棄を命じることができ、また、合理的な場合には、侵害製品の製造に使用される原材料の没収を命じることができる。裁判所はまた、製品の出所と流通経路を開示する義務を課すことができ、決定（又はその要約）の公表を命じることできる⁹。

V 意匠

意匠¹⁰については、「EU 全体において有効な意匠制度」と、「ベネルクス三国においてのみ有効な意匠制度」に分けられる。前者は、「共同体意匠」（Community Designs）と呼ばれるものであり、欧州連合知的財産庁（EUIPO）に出願して取得する。後者は、ベルギー、ベルギー及びルクセンブルクのベネルクス三国においては、「ベネルクス知的財産条約」（2013年10月1日施行）¹¹により、単一の意匠権が保護されるものであり、「ベネルクス知的財産庁」（BOIP）¹²が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「意匠の法的保護に関する指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者

[3/1210555/belgium](https://www.boip.int/en)

⁹ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

¹⁰ 本稿の「意匠」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ベルギー」の「制度ガイド」10～14頁等を参照した。
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr-support/miniguide.html>

¹¹ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/benelux/tizai_jouyaku.pdf

¹² <https://www.boip.int/en>

について説明する。

意匠とは、製品自体又はその装飾の特徴、特に、線、外郭、色彩、形状、織り方又は材料から生じる物品の全体又は一部に関する外観で構成されているものをいう。「物品」は、部品、包装、グラフィックシンボル、タイプフェイスを含む。部分意匠制度は採用されていない。

意匠出願は、ベネルクス知的財産庁に対して行う。意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、新規性等に関する実体審査は無く、従って、審査請求制度も無い。出願公開制度は採用されていない。

方式要件を満たしている場合、意匠登録が認められ、公告される。意匠登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。意匠権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を一体として扱わなければならない。国ごとに意匠権の譲渡を行うことはできない。国ごとに意匠権のライセンスを行うことは可能である。

方式要件を満たしていない場合、出願人は、通知受領後 3 か月以内に補正しなければならない。出願人が期間内に補正したときは、方式要件を満たした日が出願日として扱われる。期間内に補正しなかったときは、意匠登録出願を放棄したものとみなされる。

意匠の不登録事由は、①公序良俗に反する意匠、②十分に特徴的形態を示していない意匠、③新規性（出願日又は優先日の前に、出願意匠と実質的に同一の外観が公衆に示されていないこと）が無い意匠、④他者の商標が含まれている意匠、⑤他者の著作物の不当な利用となる意匠、⑥物品の技術的機能のみに影響された特徴からなる意匠である。これらのいずれかに該当する意匠に対しては、利害関係者は、裁判所に無効請求訴訟を提起することができる。

意匠権は登録日から発生し、その最初の存続期間は出願日から 5 年であるが、その後、5 年ごとに、合計 25 年まで延長することができる。

VI 商標

商標¹³についても、前述した意匠の場合と同様に、「EU 全体において有効な商標制度」と、「ベネルクス三国においてのみ有効な商標制度」に分けられる。前者は、「欧州連合商標」（EUTM）と呼ばれるものであり、欧州共同体知的財産庁（EUIPO）に出願して取得する。後者は、「ベネルクス知的財産条約」により、単一の商標権が保護されるものであり、ベネルクス知的財産庁が、ベネルクス三国の商標及び意匠を管轄している。「商標に関する加盟国法を調和させるための指令」により、EU 域内市場に関連する実体規定については調和されている。以下、後者について説明する。

¹³ 本稿の「商標」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「ベルギー」の「制度ガイド」15～20 頁等を参照した。
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

商標とは、取引において商品・役務を識別可能な視覚的に表現することができる標識である。登録可能な商標は、視覚的に表現できる標識で、言葉、図、文字、数字、商品又は包装の形状、楽譜により表現できる音響標章等であるが、香りや味等は視覚的に表現できないため、商標登録はできない。

商標出願言語は、英語、オランダ語、フランス語である。

商標出願後、方式審査だけでなく、実体審査が行われる。実体審査は、絶対的不登録事由（識別性を有しないこと、公序良俗に反すること、公衆を欺瞞するおそれがあること等）のみについて行われ、相対的不登録事由（先行商標と同一又は類似であること、先行商標の名声を不当に害すること等）については行われない。

方式審査が完了した商標出願は公開され、公開後 2 か月間はベネルクス知的財産庁に異議申立することが認められている。「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018年6月1日からは、ベネルクスで名声を得ている周知商標権者は、商品が類似しているか否かを問わず、周知商標と混同を生じるほどに類似しており、且つ出願商標が当該商標の名声を不当に利用している場合、又は先行商標の名声又は識別性を害する場合も、ベネルクス知的財産庁に対して異議申立を行うことができることとなった。

ベネルクス知的財産庁の異議決定に対して上訴する場合、従前は、ブリュッセル、ハーグ又はルクセンブルクのいずれかの裁判所に提訴する必要があったため、各国の裁判所で異なる判断が下される可能性があった。そこで、「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018年6月1日からは、ベネルクス知的財産庁の査定（異議決定、拒絶不服審査決定）に対する上訴は、ベネルクス司法裁判所に提起されることになった。ベネルクス司法裁判所の裁判官は、ベルギー、オランダ及びルクセンブルクの国内裁判所の裁判官で構成される。

全ての商標出願は実体審査されるため、審査請求制度は採られていない。

審査の結果、出願人が拒絶理由通知を受けたときは、通知日から3か月以内の間に、意見を提出することができる。

商標登録の効力は、ベネルクス三国に及ぶ。商標権の譲渡を行う場合、ベネルクス三国を一体として扱わなければならない。国ごとに商標権の譲渡を行うことはできない。国ごとに商標権のライセンスを行うことは可能である。

商標権の存続期間は出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。出願時において商標使用義務は無い。

商標登録後継続して5年以上登録商標を使用していない場合、正当な理由がない限り、利害関係者の申立により、当該登録商標を取り消されることがある。輸出用商品に商標を付することは、商標の使用に該当するとされる。

従来、無効審判請求及び取消審判請求は、裁判所に提起しなければならなかったが、「ベネルクス知的財産条約」改正により、2018年6月1日からは、ベネルクス知的財産庁に請求することが可能となった。

VII 著作権

EUには、EUレベルでの著作権に関する統一的な法制度は無い。ベルギーにおける著作権の保護は、ベルギーの国内法に委ねられているが、EU加盟国の国内法の内容を調和させるため、著作権に関するいくつかの指令が存在する。例えば、「著作権等の保護期間の調和に関する指令」は、著作権の保護期間を著作者の死後70年と定めている。

ベルギーの著作権法制度は、「経済法典」第11部により定められている。基本的に、ドイツ及びフランス等のものと同様であり、著作権は「著作者の権利」と位置付けられている。

ベルギーでは、著作権は著作物を創作又は発行した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。ベルギーには、任意の著作権登録の制度が存在する。任意の著作権登録は、連邦政府の「Federal Public Service FINANCE」で行うことができ、また、作品につき公証人による確定日付を受けることもできる¹⁴。さらに、「i-DEPOT」という制度もある。これは、フランスの「ソロー封筒」(SOLEAU envelope)に類似する制度であり、封筒に作品を封入してベネルクス知的財産庁に送付するというものである¹⁵。任意での著作権登録、公証人による確定日付、又は「i-DEPOT」を利用すれば、著作権侵害紛争において、一応の証拠として使用できるというメリットがある。なお、「©」マークを著作物に付してもよいが、これはベルギーでの著作権保護の要件ではない。

「著作物」には、書籍、冊子、映画、写真、音楽、ビジュアル・アート及び地図等、ほぼどのようなものでも含まれる。但し、①「具体的な形を有するものであること」、②「その具体的な形はオリジナルなものであること」という要件を満たさなければならない。「オリジナルなもの」の具体的意味は、創造性、即ち、作者の個性の跡が見られ、「ありふれたもの」ではないことである¹⁶。

ベルギーはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はベルギーでも保護される。

ベルギーでの著作権の保護期間は、文学、科学、芸術作品は著作者の生存期間及びその死後70年間である。

なお、コンピュータ・プログラムについては、「経済法典」第11部において特別の保護が与えられている。

VIII 営業秘密

EUには、営業秘密の保護に関する統一的な法制度は無い。ベルギーにおける営業秘密の

¹⁴ <https://economie.fgov.be/sites/default/files/Files/Publications/files/Copyright.pdf>

¹⁵ https://system.ipaa.or.jp/patents_files_old/201109/jpaapatent201109_074-080.pdf

¹⁶ <https://www.aotori.be/life/law/doit-dauteur.html>

保護は、ベルギーの国内法に委ねられているところ、「経済法典」及び「裁判法典」により一定の保護が与えられてきた。また、営業秘密保護に関する EU 指令を受けて、ベルギーでは、2018年7月30日に営業秘密保護法が制定された¹⁷。

ベルギーにおいて、営業秘密侵害を行った者は、侵害の行為態様等（例えば、契約締結前に知り得た相手方の秘密を漏洩した場合）に応じて、法律規定、一般不法行為等を根拠に、民事責任を負わされる。

労働期間中に又は退職後に、使用者の事業に係る秘密を漏洩する行為を行った者も、民事責任を負わされる。

Ⅹ エンフォースメント

ベルギーにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関の水際措置等がある。

1 民事的手段（民事訴訟）

ベルギーにおける知的財産権侵害紛争事案の多くは、知的財産権侵害を理由とする民事訴訟である。民事的手段（民事訴訟）により、知的財産権の権利者は、権利侵害行為の差止、損害賠償、権利侵害品の差押え、侵害継続防止のための措置等を請求することができる。

知的財産権者は、通常の訴訟手続とは別に、差止仮処分手続を利用することもできる。知的財産権者が被疑侵害物品につき差止仮処分命令を得るために、通常、以下のことを立証しなければならない¹⁸。

- ①一応有効な知的財産権が行使されていること。
- ②知的財産権侵害の差し迫った兆候があること。
- ③利害関係のバランスが知的財産権利者側に有利であること。
- ④知的財産権者に回復不能な損害が生じることを回避するために、緊急措置を直ちに講じなければならないこと。

ベルギーの民事訴訟を規律している法律は、「裁判法典」である。「裁判法典」は、1967年10月10日に制定され、その後、幾度もの改正を受けている。「裁判法典」の規定する内容は多岐にわたっており、①民事訴訟手続、人事訴訟手続、仮処分手続、差押手続、仲裁手続等の手続に関する規定、②各裁判所の組織・管轄、裁判所書記官・弁護士の地位・資格、司法官の選定養成制度等の制度や組織に関する規定を含んでいる¹⁹。

¹⁷ <https://economie.fgov.be/en/themes/intellectual-property/innovation-and-intellectual/trade-secrets-protection>

¹⁸ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

¹⁹ 林道晴著「ベルギーの民事訴訟 ―審理の公開を中心として―」（『ヨーロッパにおける民事訴訟の実情』（法曹会、1998年）所収）378～379頁。

民事訴訟に関与する法曹は、司法官（裁判官と検察官を含む。フランス語では「magistrat」、オランダ語では「magistraat」）及び弁護士（フランス語では「avocat」、オランダ語では「advocaat」）である。ベルギーでは、破棄院以外では、弁護士強制主義は採られておらず、弁護士の選任は必須ではない²⁰。

ベルギーの通常裁判所制度は、三審制が採られており、第一審裁判所、控訴院及び破棄院が設置されている。第一審裁判所における通常の民事訴訟事件の一般的な流れは、以下のとおりである。即ち、「①召喚状の送達」→「②導入弁論期日」→「③手続外に当事者間で行われる主張書面及び証拠の交換」→「④口頭弁論期日」→「⑤判決言渡し期日」という流れである。召喚状の送達は、原告の依頼に基づき、裁判所の執行官が行う。導入弁論期日は、原告が召喚状の中で指定した日に行われる（なお、召喚と導入弁論期日の間には、8日以上を置かなければならない）。導入弁論期日においては、事件の選別が行われ、（1）争いの無い事件や被告が出廷しない事件は、弁論を終結して欠席判決等により処理され（実際、3割から5割程度の事件が欠席判決等により処理される）、（2）被告が争う姿勢を見せた事件では、その後の手続が進行していき、当事者間で主張書面及び証拠の交換が行われた後に、別途口頭弁論期日が指定されることになる。導入弁論期日と口頭弁論期日は、それぞれ、別々の裁判官が担当する。証拠は、書証が中心である。口頭弁論期日は原則として1回のみ（時間としては30分から1時間程度）であるが、ケースによっては、口頭弁論期日の後に、証人尋問を行う等の目的で「証拠調べ期日」が入ることもある（その場合、証拠調べ期日の後に、もう1回、口頭弁論期日が行われ、弁論が終結されることになる）が、稀である。鑑定が利用されることもある。弁論終結後、原則として、1か月以内に判決が言い渡されることとされているが、実際には1か月以上かかることが多い²¹。

知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄については、もし被告がベルギーに事業所を有する場合、又は実際の特許侵害がベルギーで発生した場合には、ベルギーの裁判所が国際裁判管轄権を有する。ベルギー国内では、2015年1月1日より、ブリュッセル商業裁判所が第一審の専属管轄権を有しており、すべての特許侵害・無効事件が審理される²²。

知的財産権侵害訴訟の手続中に使用される言語は、フランス語又はオランダ語のいずれかであり、被告がブリュッセル首都圏又はベルギー国外に登録事務所又は住所を有する場合には、原告が選択する。被告がフランデレン地域又はワロン地域に登録された事務所又は住所を有する場合には、その所在地によって手続の言語が決定される（フランデレン地域に本拠を置く被告はオランダ語、ワロン地域に本拠を置く被告はフランス語）²³。

ベルギーの民事訴訟法上の一般的なルールとして、原告は、原則として、自己が主張する

²⁰ 前掲・林 385 頁、394 頁。

²¹ 第一審裁判所における通常の民事訴訟事件の手続全体につき、前掲・林 391～406 頁。

²² <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

²³ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

事実を立証しなければならない。ベルギーでは、米国法におけるような「ディスカバリー」制度は存在しない。但し、「裁判法典」によると、ベルギーの裁判所は、状況によっては、特定の証拠の提出を当事者に命じることができる。また、ベルギー法の下では、知的財産権侵害の疑いがある場合、知的財産権者は、知的財産権侵害を立証するために必要な情報を入手するために被疑侵害者の敷地内を調査する権限を有する独立専門家を選任してもらう手続を開始することができる。近時、この手続は、よく利用されている。当該独立専門家は、収集した情報を含む報告書を提出しなければならず、この報告書は、侵害の疑いとその範囲を評価するために使用することができる。この手続の申請者は、ベルギー又は国外で、専門家報告書提出後1か月以内に訴訟を開始しなければならない²⁴。

知的財産権侵害訴訟におけるブリュッセル商業裁判所は、3名の裁判官からなる合議体で構成され、そのうち1名は法的素養を有する専門の裁判官で、2名は一般の裁判官（通常は技術的背景を持たない）である。その他のほとんどの手続（差止仮処分手続等）は、1名の裁判官が担当する。ほとんどの裁判官は技術的背景を有していないため、裁判官は、特許侵害問題等の技術的側面を明確にするために、独立専門家を任命することができる。独立専門家が提出した報告書には法的拘束力は無いが、通常、裁判所はそれに従う。

2 刑事的手段（刑事訴訟）

ベルギーでは、知的財産権者は、民事的手段だけでなく、刑事的手段も利用することができる。

ベルギー刑法典は、フランス刑法の強い影響の下、1867年6月8日に制定され、その後、幾度もの改正を受けている。犯罪は、フランス刑法と同様、重罪（フランス語では「crime」、オランダ語では「misdaad」）、軽罪（フランス語では「délit」、オランダ語では「wanbedrijf」）、違警罪（フランス語では「contravention」、オランダ語では「overtreding」）の3種に区別されており（1条）、刑罰、裁判管轄及び手続に差異が設けられている。ベルギー刑事訴訟法典は、1878年4月17日に制定され、その後、幾度もの改正を受けている。

知的財産権者としては、知的財産権侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、捜査当局等に対し刑事告訴を行うことにより、刑事訴訟を提起してもらい、犯罪者に刑事責任を負わせることは検討に値する。とくに悪意又は詐欺的な意図をもって侵害が行われた場合等の一定の条件の下では、知的財産権侵害は実際に刑事事件として立件される。このような刑事的手段は、悪質性が高い又は大規模な知的財産権侵害事案の場合に検討されることがある。刑事手続の中で、知的財産権者は、侵害によって生じた損害を補てんするための補償金を得ることができる。刑事的手段は、一般に、民事的手段に比べて短時間で費用も安く、うまくいけば被疑侵害者に対し拘禁刑の判決が下される可能性もあるため、有効な手段であるといえる。

²⁴ <https://thelawreviews.co.uk/edition/the-patent-litigation-law-review-edition-3/1210555/belgium>

3 税関の水際措置

模倣品の問題に直面した知的財産権者としては、税関による水際取締り（輸入差止措置）を利用することも有効である。実際、ベルギーの税関は非常に積極的に活動しており、模倣品の流通を阻止することに成功しているといわれている。知的財産権者は、税関に模倣品の輸入差止及び留置申請をすることができる。その後、留置した模倣品を証拠として、刑事訴訟又は民事訴訟を提起することができる。

ちなみに、2017年に、「日・ベルギー税関相互支援取決め」が締結された²⁵。この取決めの内容は、①「両税関当局は、要請に応じ又は自らの判断により、関税法令の適正な適用を確保し、並びに関税法令違反の防止、調査及びこれへの対応に資する情報を相互に提供すること、並びに②「税関手続の調和・簡素化、職員交流等の税関協力を努める」ことというものである。今後、薬物等の密輸の防止のほか、知的財産権侵害物品の水際取締り等を目的とした情報交換を行うこと、及び通関手続の簡素化・調和化に向けた協力を推進することが期待される。

X おわりに

以上、ベルギーの知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、ベルギー法については、ドイツ法、フランス法及び英国法と比べると、日本語の文献・論文等が圧倒的に少ない。

ベルギー法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、脚注に掲げた文献が参考となろう。ベルギーの法令の情報は基本的にフランス語及びオランダ語により提供されているが、一部、英語に翻訳されているものもある。

ベルギーの知的財産法制度は、前述したとおり、ベルギー国内レベル（「ベネルクス知的財産条約」に基づく単一の商標権及び意匠権を含む）とEUレベルに分かれている等、非常に複雑な内容を有することから、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、日本とベルギーは先進国・成文法国家としての共通性があること、ベルギーにはさまざまな国際機関が設置されており、実質的にEUの中心に位置しているといえること等を考えると、今後も、ベルギーの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。

※ 初出：『特許ニュース No.15319』（経済産業調査会、2020年、原題は「世界の知的財産法 第36回 ベルギー」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁵ https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/cmaa/ka20170710a.htm